

老人施設部会による  
社会貢献事業（地域福祉推進事業）

～ 私たちは、この<sup>まち</sup>地域を支えます～

オール大阪400施設  
5年間の実践



社会福祉法人大阪府社会福祉協議会  
老人施設部会

# 1 . 社会福祉法人制度 創設時



憲法89条を回避して民間団体に補助を再開するために  
公の支配に属し（監督下）公的責任の範囲の事業を  
行わせることを可能にし補助や免税を与え措置制度を  
補完させようとした

憲法89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない

< 優遇措置 >

施設整備費補助

非課税措置

法人税・所得税・登録免許税・住民税・事業税・固定資産税

退職手当共済制度

補助金の受け皿

# 1 . 社会福祉法人制度 要件



## 非営利性と公益性

### 非営利性

- ・利益のあるなしではなくその用途

### 公益性

- ・生計困難者に対する無料低額事業
- ・生保事業、措置事業、行政委託事業
- ・生計困難者に対する相談援助支援事業 等

## 2 . 背景 大阪の社会福祉の歴史と大阪府の施策

- 593年 聖徳太子が大阪に四天王寺を建立  
悲田院は日本の社会福祉の原点ともいわれる
- 1875年 大野唯四郎が孤児救済のため、愛育社を設立
- 1902年 岩田民次郎が大阪市南区（当時）に大阪養老院を設立
- 1912年 中村三徳が現在のあいりん地区に大阪自彊館を設立
- 1918年 大阪府の林市蔵知事が方面委員規程を公布



### 大阪府の施策

1991年～1999年

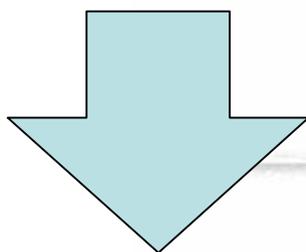
在宅介護支援センターに、「在宅サービス供給ステーション」を立ち上げ、専任ディレクターが高齢者に限定せず在宅福祉サービスの普及に取り組んだ

2003年9月

大阪府社会福祉審議会から大阪府知事への意見具申で、「社会福祉法人（施設）を地域福祉の核に」と位置づけた

## 2 . 背景 在介センターソーシャルワーク活動の衰え

- 1 . 大阪府による在宅サービス供給ステーション事業の終了
- 2 . 在宅介護支援センターソーシャルワーカーと、  
居宅介護支援事業所ケアマネジャーの兼務

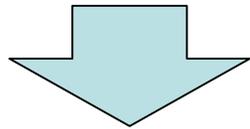


在宅介護支援センターソーシャルワーカーの  
活発化を図る必要性

## 2 . 背景 社会福祉法人としての役割

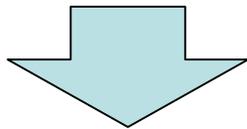
介護保険制度施行

- ・ 措置から契約へ
- ・ 多様な経営主体の参入



イコールフットィング論

同一制度における・同一サービス・同一料金の提供に  
おける競争条件の公平



介護保険事業における社福法人の公益性の希薄化  
介護保険事業における会計上の規制緩和



## 3 . 制度改革の方向性

平成14年11月 公正取引委員会報告書

「社会的規制分野における競争促進の在り方について」  
社会福祉法人等に対する税制上の優遇措置等の必要性は否定できないが、介護サービスは、基本的に介護保険で賄われるとともに、株式会社等による介護サービスの提供が今後大いに期待され、社会福祉法人等との公正な競争の促進が重要であることにかんがみ、介護事業に係る税制上の優遇措置を除外するなど大幅な見直しを検討する必要がある。



平成15年6月 閣議決定

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」

公益法人は、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受け皿等について様々な批判、指摘を受けるに至っている。

こうした諸問題に対処し、更に21世紀の社会経済の一翼を担う民間非営利活動の発展を促進することが喫緊の課題となっていることから、次の方針をもって公益法人制度の抜本的改革に取り組むこととする。

## 3 . 制度改革の方向性

平成16年2月・4月 社会保障審議会福祉部会での意見

社会福祉法人の多くが、支援・助成を受けられるという立場に甘んじて新しいことに取り組もうとする意欲に乏しい。そのような意識を改め、社会福祉法人の本来の目的意識を持つことが、社会福祉法人の積極的な存在理由を見出す上での大前提となる。

平成16年12月 社会保障審議会福祉部会意見書

「社会福祉法人制度の見直しについて」

介護分野における低所得者への配慮や、報酬が制度化されておらず、採算がとれない新たな福祉ニーズに対応するサービスの提供を営利法人に求めることは困難であり、また、すべてに行政が対応することも現実的ではない。この点においても、地域福祉の推進役としての社会福祉法人の役割は更に重要になると考えられる。



平成17年6月 政府税制調査会非営利法人課税ワーキンググループ報告書

「新たな非営利法人に関する課税及び寄附金税制についての基本的考え方」

「公益性を有する非営利法人」に対する法人所得課税上の取扱いについては、その事業活動の公益性に鑑み、現行制度同様、基本的にすべての収益を非課税とすることが適当である。ただ、当該法人が行う事業活動の実態は極めて多様であり、収益を得ることを目的とする営利法人と同種同等の事業活動が行われる場合もある。これを含めてすべての事業活動から生じる収益を非課税とすることは営利法人との間で著しくバランスを失することになる。このため、「公益性を有する非営利法人」においても、現行制度と同様、営利法人と競合関係にある事業のみに課税することとすべきである（収益事業課税）。

### 3 . 制度改革の方向性

平成15年9月 大阪府社会福祉審議会 大阪府知事への意見具申

「地域健康福祉セーフティネット（いきいきネット）の構築に向けて」

社会福祉法人は高い公共性を有する特別な法人類型としてその重要性が増しており、こうした役割に着目して、税制上の優遇措置などが講じられている。

府内社会福祉法人（施設）が、改めて「地域福祉の核」のひとつとして市町村の地域福祉計画において位置づけられることをめざし、大阪府からの支援により、地域の「要援護者」に対する「総合生活相談機能」の拠点機能を付加するものである。

社会福祉法人（施設）が、小地域ネットワーク活動やNPO・当事者などそれぞれの地域の特色を活かした互助活動と連携して「総合生活相談」を実施し、「要援護者」が、市町村などが実施する各種施策・サービスを適切に利用できるよう幅広くサポートする役割を果たすことにより、府域全体にきめ細かな網の目を有する「健康福祉セーフティネット」が広がることを期待できる。すなわち、地域福祉の推進にあたって、市町村と連携して、社会福祉法人（施設）が、それぞれの専門性やノウハウを活用し「新たな公」の一翼としての役割を担うことが望ましいと考えられる。

社会福祉法人（施設）には、こうした既存の制度では対応できない、いわば制度の狭間に存在する「要援護者」に対し、課題解決に向けた具体的な支援の仕組みとして、「生活困窮者に対する支援」の方策を講じることを期待したい。



## 4 . 社会貢献事業創設 合意への取り組み

社会貢献事業の提案から事業開始まで1年ほどを要した。

大阪府内8ブロックでの会議（平成15年度 / 1ブロックあたり3回）

### < 反対意見 >

- ・ 行政責任で行うべき事業ではないか
- ・ この事業で優遇税制は守れるのか
- ・ 法人の努力で残したお金をなぜ使わなければならないのか
- ・ お金のばらまきによる福祉は、時代錯誤ではないか
- ・ 人にも金銭的にも余裕がない

### < 賛成意見 >

- ・ この事業でイコールフットイング論に対応できるのではないか
- ・ 社会福祉法人の使命として、良い事業だ
- ・ 介護保険だけでは公益性が見えにくい
- ・ 社福法人の利益のための補助や非課税ではない
- ・ 目に見えることをやらなければ、将来優遇措置は守れない
- ・ 企業でも社会貢献に取り組んでいるのではないか



## 4 . 社会貢献事業創設 合意への取り組み

### 合意に向けた2つの動機づけ

社会福祉法人の  
役割や使命感から  
必要な活動である

社会福祉法人の  
優遇措置継続に  
必要な活動である



社会貢献事業 根拠法(社会福祉法第2条3)  
「生計困難者に対してその住居で衣食その他日常の生活必需品  
もしくはこれに要する金銭を与え又は生活に関する相談に  
応ずる事業」として、各社会福祉法人の定款に記載

## 5 . 社会貢献事業 事業概要 理念

社会福祉法人は社会福祉法に基づく公益法人であり、制度に定められた利用者の利益を守る民間社会福祉事業の担い手として、また非営利法人として地域における社会福祉への貢献及びその推進を図る役割を担って国民の福祉の増進に果してきた実績は高く評価されている。

これは社会福祉法人が公の補完、代替を行うだけでなく、先駆的、開拓的、さらには公共性を保持してきたことに対する社会的信頼である。

しかしながら、長年の措置制度のもとでは行政からの委託事業が中心になり、自主的な地域への福祉の取り組みが、次第に希薄になってきたという批判がある。介護保険制度によって、この傾向が一層散見されるようになり、また、民間企業等の参入もあり、他の供給主体との違いが不明確になってきている。

社会福祉法人への公的助成、優遇措置は制度固有のものではなく、あくまでも公益活動に対する措置であることから、公益性のある仕事を自ら開拓して展開させるところに社会福祉法人の使命があるといわねばならない。

今、改めて、制度創設の理念に立ち返り、社会福祉法人として、老人福祉施設が社会的に評価されるために開拓的な公益活動に取り組むものである。



## 5 . 事業概要 主旨・目的

### 主旨

老人施設部会（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、  
軽費老人ホーム、ケアハウス 合計400施設以上）が、  
各施設の理解と賛同のもと、  
社会福祉法人（福祉施設）として、  
また地域社会に対する公益活動として、  
社会貢献事業に取り組む



### 目的

制度のはざまにいる地域の要援護者に対して、  
施設のもつ専門的相談機能を活用し、  
地域福祉の推進をめざして活動する諸機関と連携し、  
要援護者の発見に努め、相談活動を行い、  
必要に応じて経済的援助を行い、  
要援護者の地域での自立生活を支援するものである

## 5 . 事業概要 施設の取り組み

### 1 . コミュニティソーシャルワーカーの配置 地域で活動する総合生活相談員 約500人

所持資格の内訳（平成18年10月現在）

社会福祉士38%	介護支援専門員62%
介護福祉士44%	看護師6%

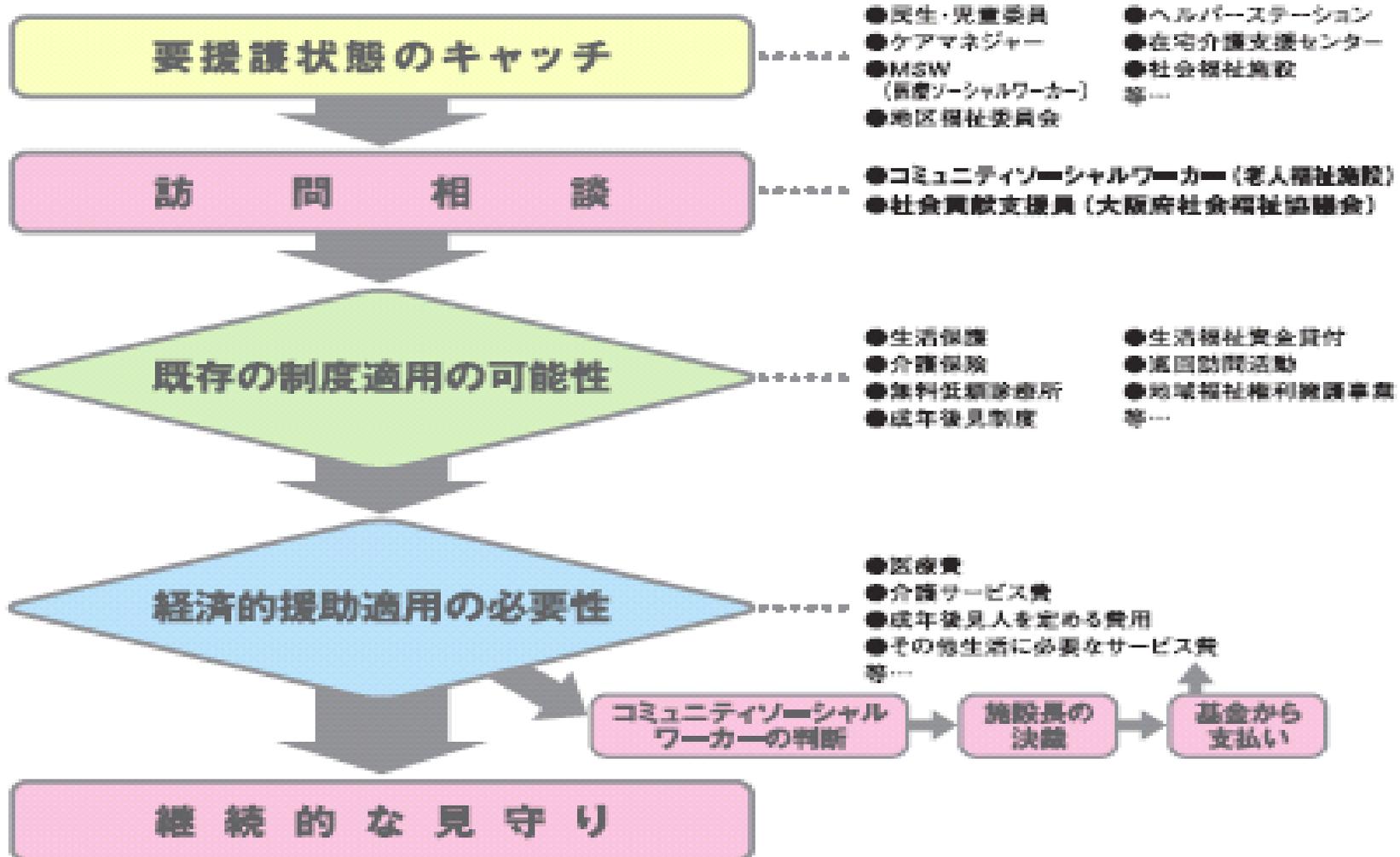


### 2 . 経済的援助のための、社会貢献基金の拠出

特養	定員1人あたり	6,000円（H16.17）
	〃	4,000円（H18.19）
養護・軽費・ケアハウス	定員1人あたり	1,000円

# 5 . 事業概要

## 社会貢献事業のしくみ





## 5 . 事業概要 経済的援助の対象者

第8条 社会貢献基金から老人福祉施設に対して支出を行う対象者は、高齢者にかかわらず援護を要する方とし、関係機関と連携した上で、コミュニティソーシャルワーカーの判断により必要に応じて決定する。概ね以下に該当する場合を対象とする。

なお、原則として支払いは本人に代わり事業者に対して行うものとする。

- ( 1 ) 生計困難により医療費の負担が困難な方
- ( 2 ) 生計困難により介護サービス費の負担が困難な方
- ( 3 ) 生計困難により成年後見人を定める費用負担が困難な方
- ( 4 ) 生計困難により生活に必要とするサービスが受けられない方
- ( 5 ) 上記に類似する方

2 社会貢献基金から老人福祉施設に対して支出を行う対象者から、以下に該当する場合は省くものとする。

- ( 1 ) 既に施設に入所している方
- ( 2 ) 介護保険サービスの上乗せ分について利用しようとする方
- ( 3 ) 借入金、滞納金の返済にあてようとする方
- ( 4 ) 相談活動を行わない、申請による方
- ( 5 ) 日常生活費の支給を求める方
- ( 6 ) 上記に類似する方

3 経済的援助は原則として対象者に給付を行うが、対象者が特に費用の返還を希望する場合には、その費用の返還を受け入れることとする。



**細かな基準は設けず、相談にあたるコミュニティソーシャルワーカーの感性と援助技術による判断を最重視**

## 5 . 事業概要

# コミュニティソーシャルワーカー、 社会貢献支援員の養成・研修体系

### コミュニティソーシャルワーカー養成研修会

趣旨 : 初任者を対象とした研修  
実施頻度 : 年1回  
内容 : 「社会貢献事業とは」  
「総合生活相談技術論」  
ほか

### 相談援助技術研修会(事例検討会)

趣旨 : 府内8ブロックにて開催  
事例を通じ相談援助技術  
の向上をはかる  
実施頻度 : 年3回

### テーマ研修会

趣旨 : 府内3エリアにて開催  
専門的なテーマ・内容に  
ついての勉強会  
実施頻度 : 年2回

### シンポジウム

趣旨 : 行政関係者、学識経験者  
等による社会貢献事業の  
検証とPR  
実施頻度 : 年1回

## 5 . 事業概要      基金運営委員会の設置・開催

社会貢献事業が公正かつ健全に、目的に沿って  
運営されるため、

社会貢献基金運営委員会を設置し、

3ヶ月に1回開催



委員長：大阪大学大学院 教授 堤修三氏

委員：学識経験者・老人施設部会常任委員

オブザーバー：大阪府・大阪市・堺市・

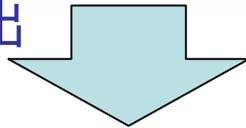
高槻市・東大阪市

## 6 . 5 年間の実績 社会貢献基金の推移

H16	約8,600万円 (納入率85.7%)
H17	約9,100万円 (納入率81.9%)
H18	約6,500万円 (納入率82.6%)
H19	約7,000万円 (納入率82.5%)
H20	約6,800万円 (納入率79.3%)

H18から拠出額を改定

ケアハウスはH19から拠出

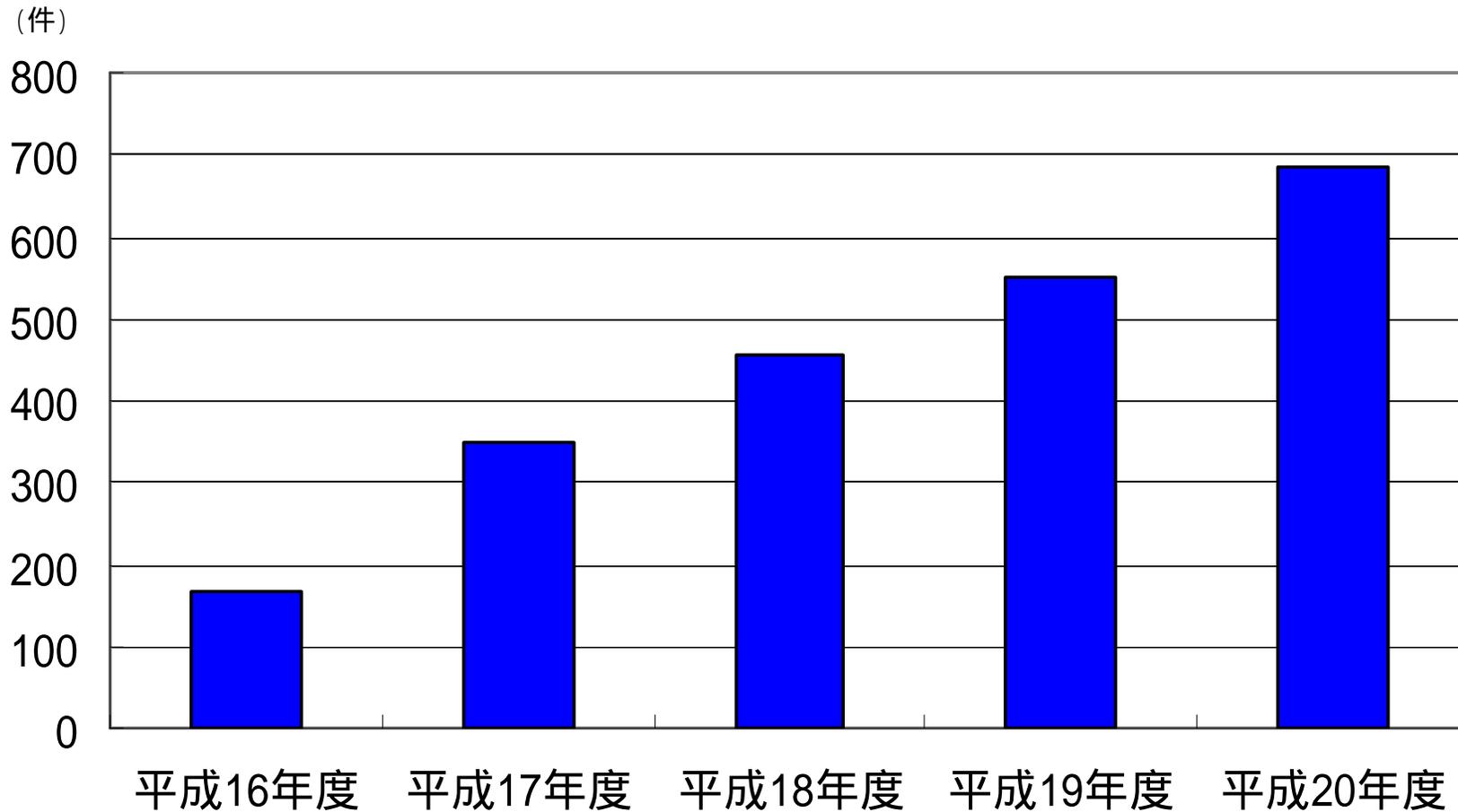


拠出総額 約3億8,000万円



## 6 . 5年間の実績

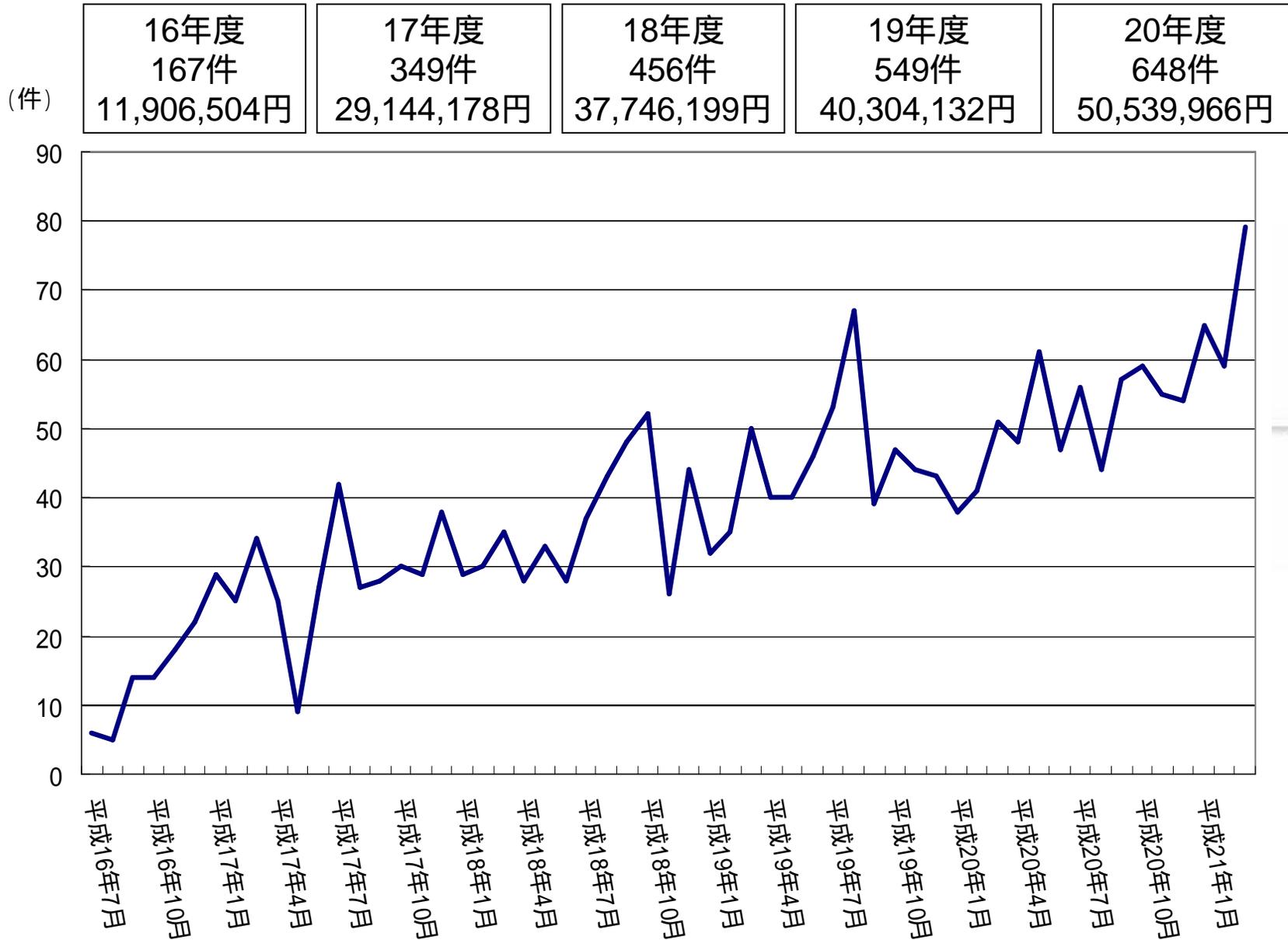
## 経済的援助件数の年度別推移



上記金額は、経済的援助額が当初予定額より少額で済んだ場合の返金や、経済的援助後の本人意思による返還を精算した金額です。

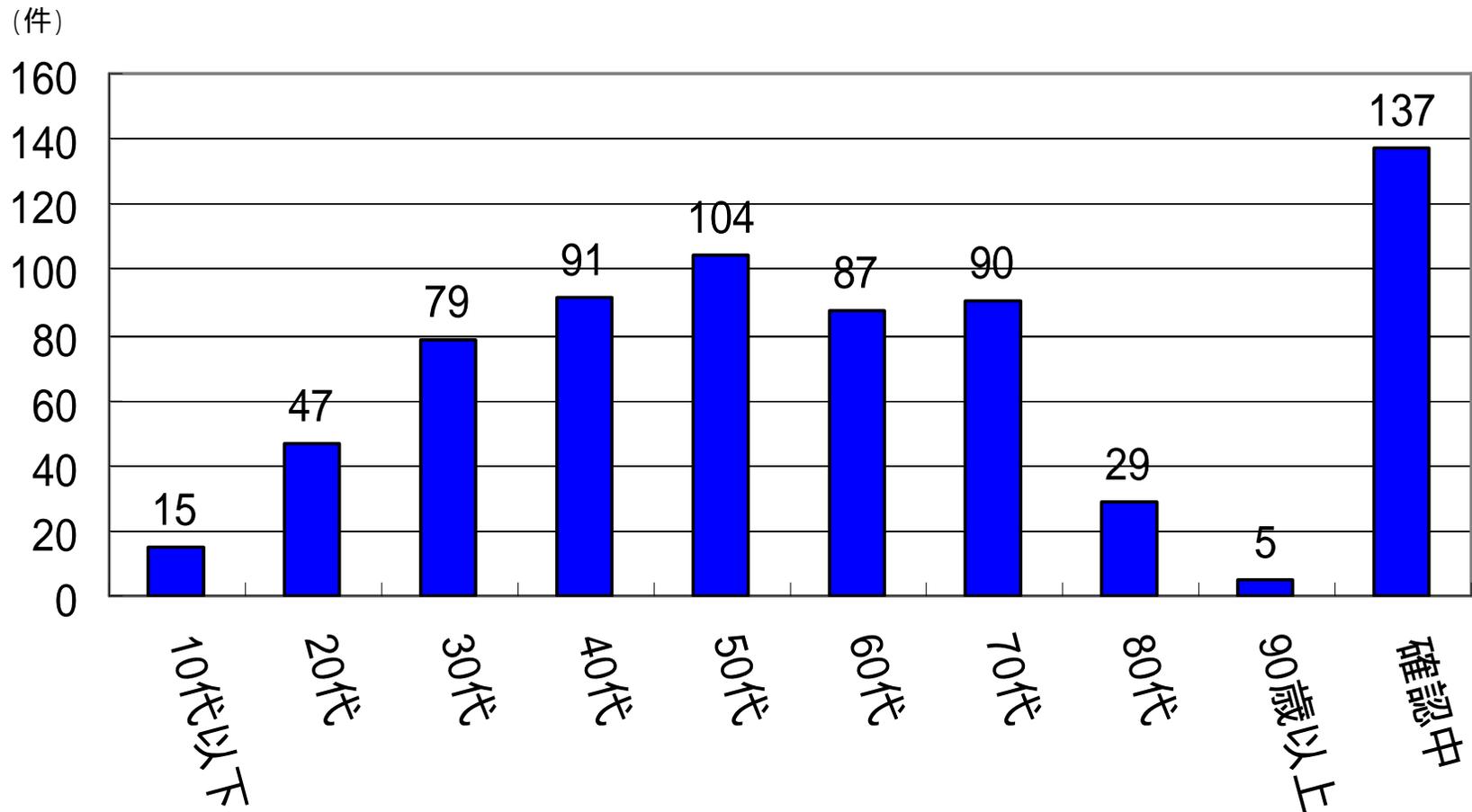
# 6 . 5年間の実績

# 経済的援助件数の月別推移



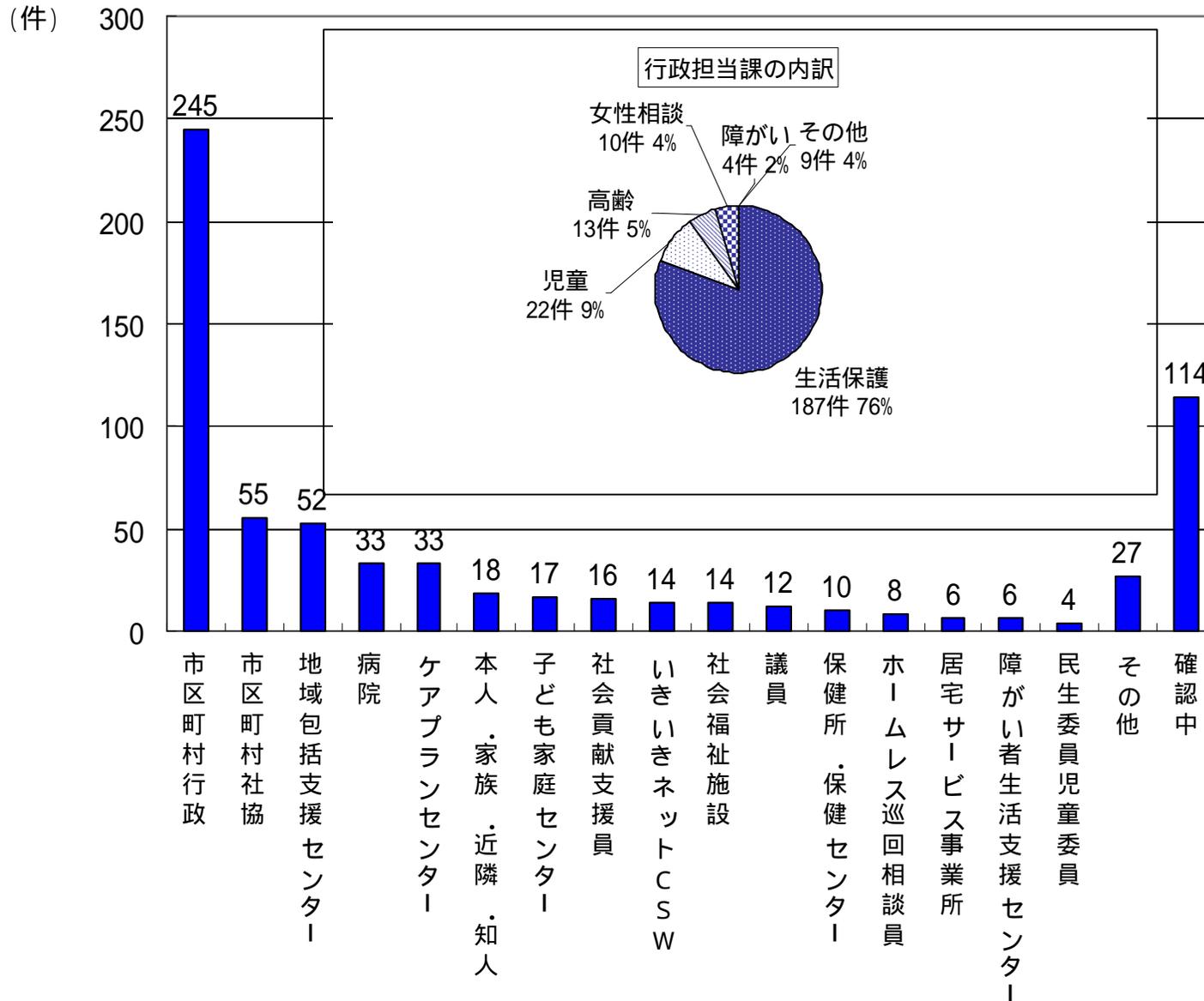
## 6 . 5年間の実績

## 平成20年度 経済的援助対象者の年代



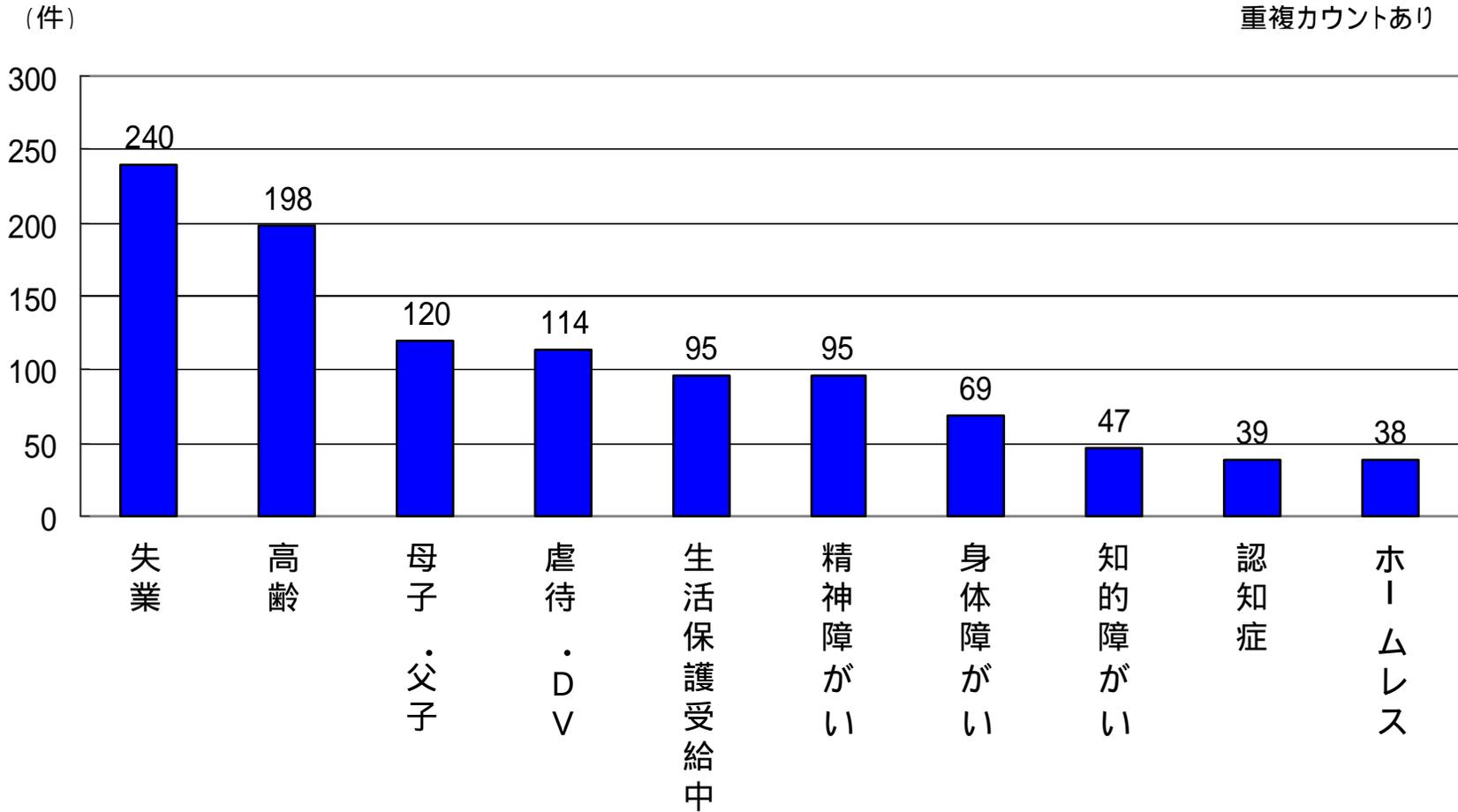
# 6 . 5 年間の実績

# 平成20年度 経済的援助事例紹介経路



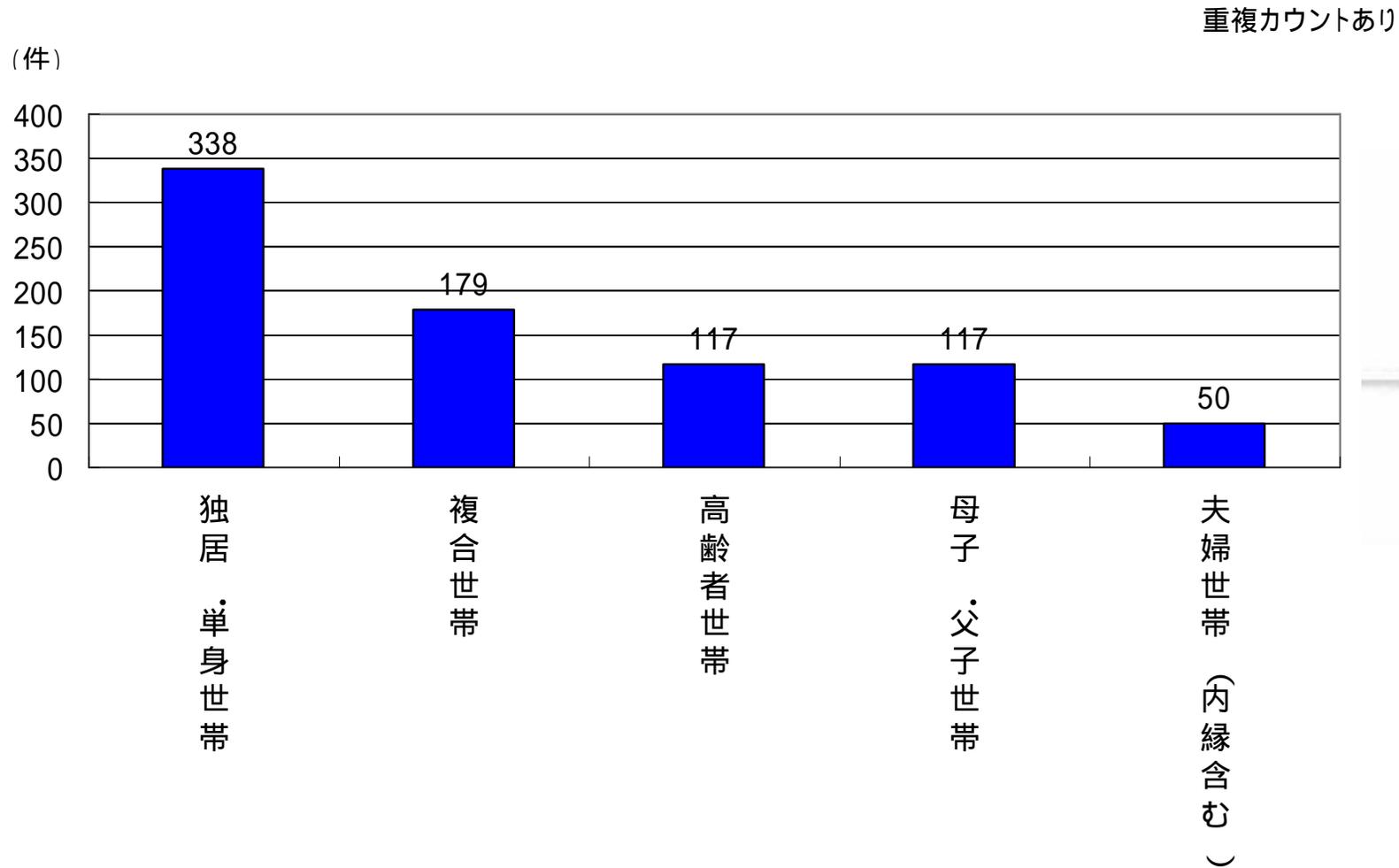
## 6 . 5年間の実績

## 平成20年度 経済的援助対象者の特徴



## 6 . 5 年間の実績

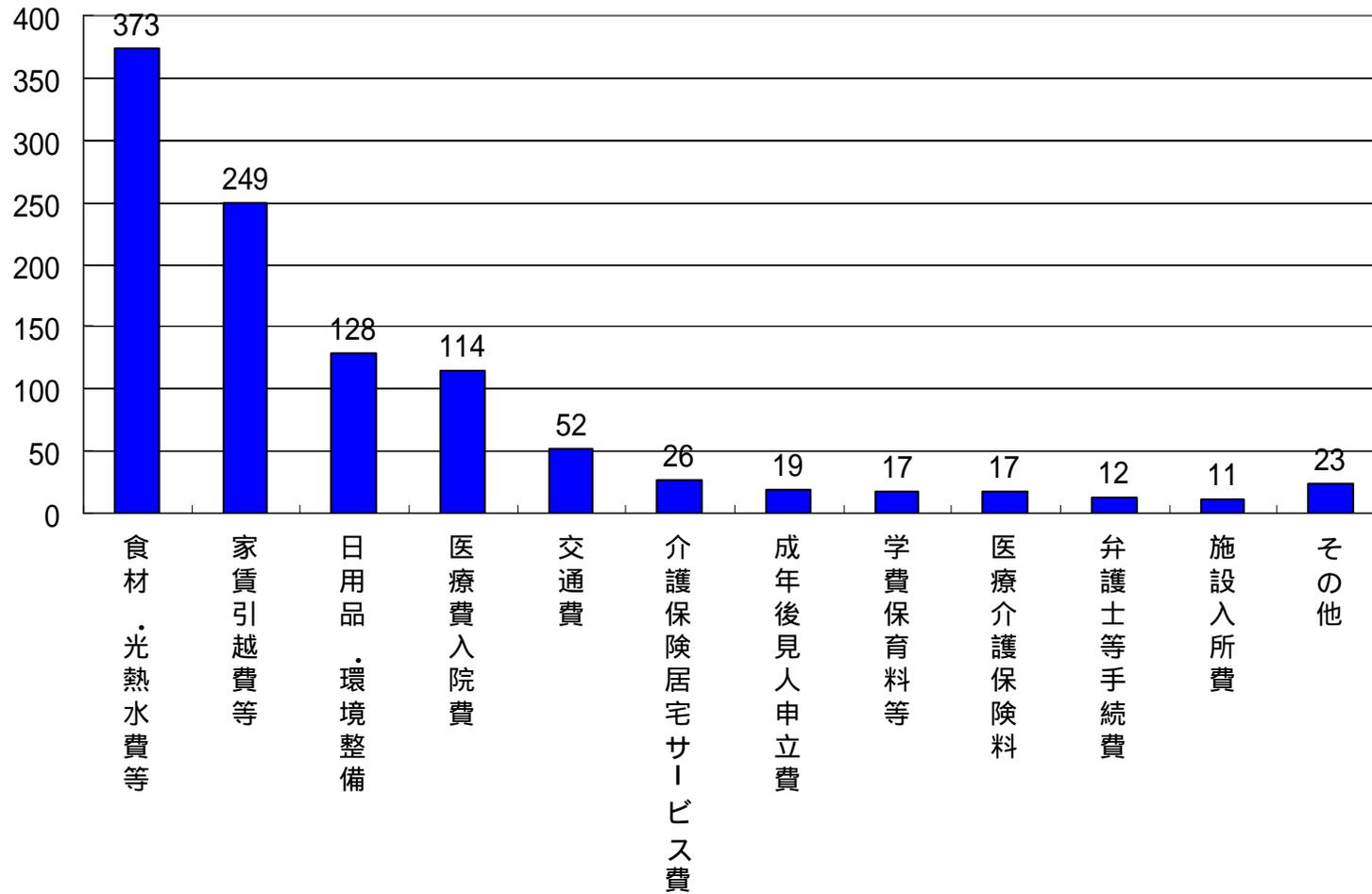
## 平成20年度 経済的援助対象者の世帯



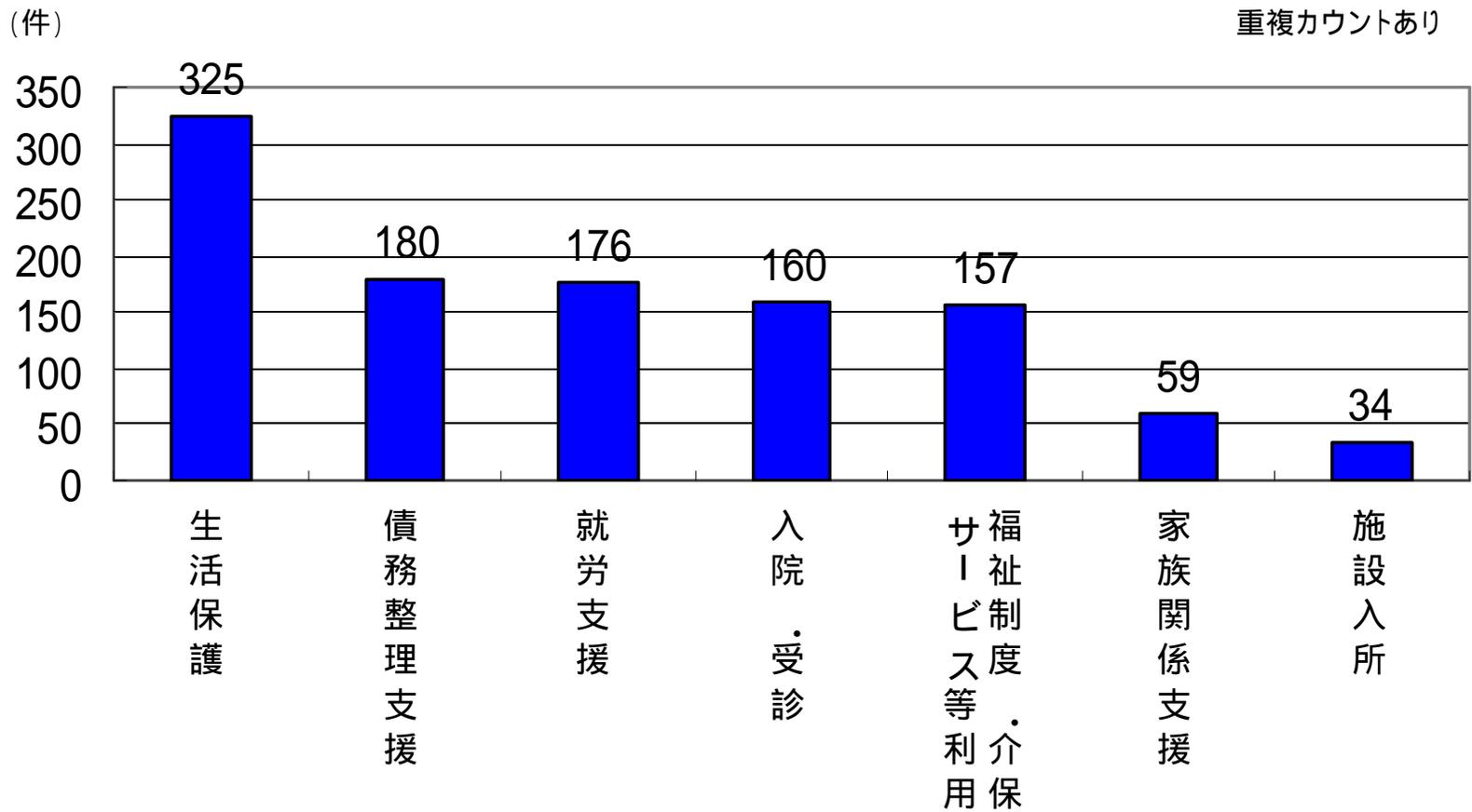
# 6 . 5年間の実績 平成20年度 経済的援助内容

(件)

重複カウントあり



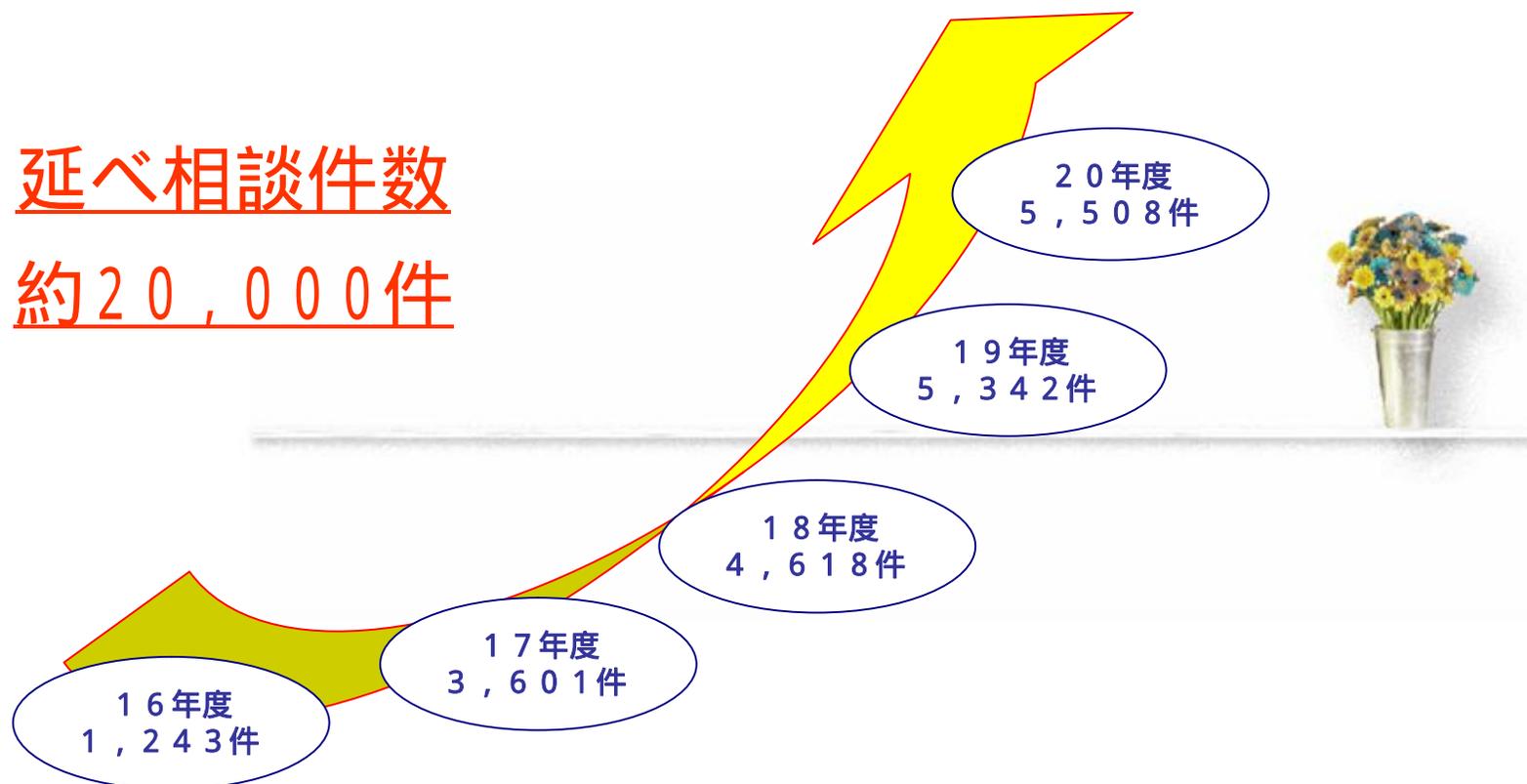
# 6 . 5 年間の実績 平成20年度 経済的援助後の方向性



## 6 . 5年間の実績 社会貢献支援員 相談件数の推移

コミュニティソーシャルワーカーの相談件数は含みません

延べ相談件数  
約20,000件



### < 平成20年度の相談者別件数 >

高齡者	障害者	母子・寡婦	児童	その他（複合課題等）
1,884件	1,278件	673件	146件	1,527件

## 6 . 5 年間の実績 相談援助事例（ 1 ）



- 1 . 夫が失業中で借金も多くあり、生後 3 ヶ月の乳児を抱え、本人は軽い知的障がいがあり育児能力、金銭管理能力も低く、夫の再就職が決まるも給与支給まで赤ん坊のミルク代おむつ代がなく 1 ヶ月間援助（ 6 万 7 千円）
- 2 . 仕事が減りサラ金から借金を繰り返して多重債務となり、無料弁護士相談により自己破産手続き中で家賃も滞納しており、退去をせまられているが所持金は 6 5 0 円で、働く意欲はあるため、面接に行く交通費や食材費を援助（ 3 万円）
- 3 . 息子が本人の年金担保で借金をしたため家賃滞納で追い出され、入院中であるが治療費未納で退院を迫られており、養護老人ホームに入所決定し、入所手続き費用と面接のための交通費、当面の生活用品費を援助（ 1 0 万円）
- 4 . 年金担保と消費者金融から借金があり、返済のため生活費を圧迫して受診も控えており、希望が持てず自殺願望も見られており、当面の生活安定を図り家賃と配食サービス費用を援助し、多重債務の整理について法テラスへつなぐ（ 8 万円）
- 5 . 前夫から D V を受け精神障がいとなり、アルコール依存からの健忘症で浪費した結果、家賃や公共料金滞納が増えており、家事は中学生の長女が行っており、次女の保育園入園を控える中、本人の病院受診等を支援（経済的援助なし<sup>30</sup>）

## 6 . 5年間の実績 相談援助事例（2）

事例 NO.1	立ち退きを迫られた精神障がい者の安心した暮らしを支援						地域	南河内
主な対象者	性別	世帯の特徴	高齢	児童	<input checked="" type="checkbox"/> 母子・寡婦	身体障がい	知的障がい	
	女性		<input checked="" type="checkbox"/> 精神障がい	外国籍	ホームレス			
	年代		虐待	DV	引きこもり	病気	アルコール依存	
	40歳代		認知症					
	世帯		多重債務	各種滞納	無収入	不就労	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護	
単身世帯	その他( )							
紹介経路	市役所生活保護担当課							
相談内容	<p>本人は、長男が生まれた翌年に離婚。その後、母親とともに子どもを育てたが、母親が急死。本人は精神障がい1級(統合失調症)のため就労できず、障がい者年金と生活保護費で生計を立てていた。母親の死から2年後、精神症状悪化で長期入院。長男は児童養護施設に入所。</p> <p>現在本人は退院して自宅で1人暮らしだが、突然立ち退きを迫られた。弁護士無料相談で、建物の登記がなされておらず不利であるため、早急に登記を行うことを提案された。住み慣れた家で、来年児童養護施設を退所する息子と暮らしていきたい。</p>						<p>家族関連図</p>	
社会資源の活用	本人は精神障がいのため、極度の緊張から関わる人が限定される。本人が最も信頼をおく障がい福祉課のワーカーを中心に、関係機関が調整して支援を行った。							
対応(相談・支援の内容)	司法書士事務所で、登記について相談。司法書士、測量士ともに本人の状況に理解を示され、迅速に対応いただいた。登記が無事完了し、本人は安心して自宅で暮らすことができる、と喜んでおられた。							
経済的援助	自宅建物の登記にかかる費用として司法書士事務所に30,000円、登記測量事務所に70,000円							
連携機関	司法書士、測量士、市役所生活保護担当課、障がい福祉課、保健所							

## 6 . 5年間の実績 相談援助事例（3）

事例 NO.2	配偶者による暴力からの緊急避難先の生活支援			地域	三島		
主な対象者	性別	世帯の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢	児童	母子・寡婦	身体障がい	知的障がい
	女性		<input type="checkbox"/> 精神障がい	外国籍	ホームレス		
	年代		<input checked="" type="checkbox"/> 虐待	DV	引きこもり	病気	アルコール依存
	60代		認知症				
	世帯		多重債務	各種滞納	無収入	不就労	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護
次男宅に避難	その他 ( )						
紹介経路	市役所高齢福祉課						
相談内容	<p>二人の息子が就職、結婚で家を出た頃から、夫の様子が変化した。息子の自立による寂しさから、妻に対して暴力をふるうようになる。その暴力は、本人の視力が悪化してしまうほど激しいものとなり、緊急に次男宅に避難したが、夫が尋ねてきて警察さたの騒ぎになった。次男宅は子どもの出産を控えて生活に余裕がなく、本人は家を借り、自立した生活を送る必要がある。</p>				<p>家族関連図</p> <pre> graph TD     A[夫] --- B[本人]     A --- C[長男]     B --- D[次男]     subgraph Family         A         B     end     </pre>		
社会資源の活用	次男からの支援を得て、新居の住居設定にかかる費用を支払い、家財道具を準備できた。						
対応（相談・支援の内容）	次男世帯に多大な負担が及んでおり、また自宅に帰ることは危険であるため、早急に本人の自立した生活に関係機関で検討した。 無年金のため、就労を支援すると同時に、それまでの間は生活保護受給を支援。						
経済的援助	家電製品（洗濯機・炊飯器）代として、36,780円						
連携機関	A市役所高齢福祉課、B市役所高齢福祉課、子ども家庭センター、市役所生活保護担当課						

## 6 . 5 年間の実績 相談援助事例（ 4 ）

事例 NO. 3	生活困窮の母子家庭の希望を支援			地域	北河内		
主な対象者	性別	世帯の特徴	高齡	児童	<input checked="" type="checkbox"/> 母子・寡婦	身体障がい	知的障がい
	女性		<input checked="" type="checkbox"/> 精神障がい	外国籍	ホームレス		
	年代		虐待	DV	引きこもり	病気	アルコール依存
	40歳代		認知症				
	世帯		多重債務	<input checked="" type="checkbox"/> 各種滞納	無収入	<input checked="" type="checkbox"/> 不就労	生活保護
単身世帯	その他 ( )						
紹介経路	市役所福祉総務課						
相談内容	<p>本人と子ども2人の母子世帯。本人のパートタイム収入と児童扶養手当で家計を支えている。しかし、頭痛、不眠等の神経症状が出ることもあり、その間はパートタイムの収入が得らなくなる。実父が亡くなってからは、うつ病の義母を妹と交代で介護している。現在、他市で自立していた長男が職を失い同居中であるが、長男の他市での住居の家賃滞納分を対象者が肩代わりしている。今春、中学校へ入学の長女の制服代が出せず困っている。</p>				<p>家族関連図</p>		
社会資源の活用	本人は現状の問題点も認識しており、行動力もあるが解決には至っていない。生活の安定に向けて、就労支援を含めた世帯全体の相談にのってもらえる機関(母子自立支援員)へとつないでいく。						
対応(相談・支援の内容)	母子寡婦福祉資金貸付を検討するが、支給まで2,3ヶ月かかる。子どもに惨めな思いをさせたくないという母親の心情を汲み取り、長女の入学式に間に合わせるための至急の就学資金として、経済的援助を行う。						
経済的援助	長女の制服代として40,472円						
連携機関	母子自立支援専門員						

## 7 . 見えてきたもの



### 今日における地域社会の課題の特徴

外見では見えにくい課題	潜在化
極めて少数個人的課題	個別性
幾重にも問題の重なるの課題	多重性
緊急を要する生活課題	即応性
お金の必要な課題	経済性

# 7 . 見えてきたもの コミュニティソーシャルワーカーのあるべき姿

社会貢献事業のコミュニティソーシャルワーカーの特徴

- 1 . 訪問を原則とし、
- 2 . その人の住まいで向き合って状況を把握し、
- 3 . 解決方法を模索し、関係機関を訪問
- 4 . その人に寄り添い、同じ立場で課題を共有し、
- 5 . 自らの感性と相談援助技術により、
- 6 . 民間の活動として制度にとらわれずに対応し、
- 7 . 必要だと判断すれば、経済的援助を行う

アウトリーチ

課題の発見

フットワーク

課題解決のパートナー

福祉性・専門性

自由・柔軟性

解決手段を持った活動



## 7 . 見えてきたもの

### 地域での社会福祉施設の新たな役割



#### なぜ社会福祉法人なのか

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| ・自由に柔軟に対応する組織   | 民間性 |
| ・信頼のできる組織       | 公的性 |
| ・身近に相談できる組織     | 地域性 |
| ・相談と生活援助機能のある組織 | 機能性 |

上記を兼ね備えた組織 **社会福祉法人**

## 8 . 社会貢献事業の成果



新たな地域福祉の構築に向けて

新たな社会福祉法人の創造（制度補完）として

地域の生活レスキュー活動として



# 9. 相談者からのお礼

前略 この度はお世話になりなんとお礼を申し上げて良いのか言葉がみつかりません。　　さんは仕事ですといわれますが心細やかな言葉、態度、身体から出るやさしさ。近日我家で　　さんの話になると主人は泣くなよそれそれと申します。初めて　　さんとお会いした時を思い出しうれし涙が出てとまりません。私も年に合った仕事があれば　　さんのようにボランティアで人にやさしく接したいものです。　　さん本当に有りがとうございまして。今後は体調に気をつけられて私達のような人々を一人でも幸せと感じられるよう救ってさし上げててください。　　さんにはいつまでもお元気で過ごされることを祈っています。先ずはお礼方々乱筆にて失礼致します。

かしこ

前略

この度はお世話になりなんとお礼を申し上げて

良いのか言葉がみつかりません

えんは仕事です

といわれさうか心細かな言葉態度身体から出るやさ

しさ近日我家で　　さんの話になると主人は泣くなよそれそれ

と申します初めて　　さんとお会いした時を思い出しうれし涙が出

てまいります私も年に合った仕事があれば　　さんのように

ボランティアで人にやさしく接したいものです　　さん本当に有り

めとうございまして今後は体調に気をつけられて私達のような人

々も一人でも幸せと感じられるよう救ってさし上げて下さい　　えん

にはいつまでもお元気で過ごされることを祈っています

先ずはお礼方々乱筆にて失礼致します

かしこ

## 9 . 相談者からのお礼



先般は暖かい援助有難うございました。  
おかげさまで今日迄生きてこれました。

月 日労災認定となり、本日( 月 日)  
振り込みを確認するに至りました。

今後の仕事、障害の認定がどうなるかの不  
確定要素は残っており、不安感が解消され  
た訳ではありませんが、とりあえず一つ解決  
する事が出来ました。

担当者、 氏には、笑顔でサポートいた  
だいた事を深く感謝いたします。

よろしくお伝え下さい。

先般は暖かい援助有難うございました。  
おかげさまで今日迄生きてこれました。  
●月●日労災認定となり、本日(●月●日)  
振り込みを確認するに至りました。

今後の仕事、障害の認定がどうなるか  
の不確定要素は残っており、不安感  
が解消された訳ではありませんが、  
とりあえず一つ解決する事が出来ました。  
担当者、 氏には、笑顔でサポ  
ートいただいた事を深く感謝いたしま  
す。よろしくお伝え下さい。

〒  
〒



残暑お見舞い申し上げます

その後 いかがお過ごしでしょうか お伺い申し上げます

私達も 様にお助け頂き半年余り

足が地に付いた生活を送っています

主人の体調は相変わらずですが 生きていること実感しております

様には大変なお仕事ですが どうかご自分のお身体を  
ご慈愛下さいましての毎日を過ごされますようお願い  
しております 乱筆乱文にて

かしこ

残暑 お見舞い申し上げます

その後 いかがお過ごしでしょうか お伺い申し上げます

私達も 様にお助け頂き半年余り

足が地に付いた生活を送っております 主人の体調  
は相変りませんが 生まれること実感しております

様には大変なお仕事ですが どうかご自分のお身体

を 慈愛下さいましての毎日を過ごされますよう

願っております 乱筆乱文にてかしこ

## 9. 相談者からのお礼